

茅ヶ崎市博物館資料収集保管の基本方針（案）

はじめに

茅ヶ崎市博物館（以下「博物館」という。）は、茅ヶ崎市博物館条例第4条および同施行規則第5条第2項に定める「博物館資料」の収集保管にあたっては、茅ヶ崎の自然や歴史・文化に関する資料の価値や受け入れ、保管の必要性を明確にし、市の教育、学術及び文化の発展に寄与する博物館の教育活動を持続的に行うため、本基本方針に基づいて実施するものとする。

1 収集保管の方針

- (1) 調査研究活動や教育普及事業の成果を考慮して実施
- (2) 茅ヶ崎の自然やそこで営まれた人々のくらしを伝えるもの（以下「地域遺産」という。）の衰退・散逸・滅失・絶滅を防ぎ、市民の共有財産として保管
- (3) 地域遺産の現地保存を原則としつつ、市内唯一の博物館として現地保存ができないものは博物館で保管
- (4) 茅ヶ崎の魅力の発信に結びつく資料の充実
- (5) 社会情勢及び自然環境の変化に応じて必要な資料の収集
- (6) 収蔵環境と収蔵量を強く意識し、収集の必要性を十分に検討した上で収集
- (7) 資料の保管に関する技術的研究を行い、収蔵品を適切に保管
- (8) 市博物館の調査研究、展示をはじめとした教育普及活動等や、他館への貸し出し、学術的利用等により十分に活用
- (9) 保管中の資料を定期的に確認し、資料の価値が失われるなど、保存の意義が消失した場合、または他施設等への移管により一層有効的な活動が期待できる場合等には、適正な手続きを経て、除籍

2 収集保管の体制

- (ア) 自然系、人文系などの専門的な知識・技術を有する学芸員が対応
- (イ) 県内外の博物館や関係機関などと協力・連携し、効率的に保管
- (ウ) 高度な専門的判断が必要な場合は、館外の有識者と連携して対応する

3 収集保管の対象

- (1) 対象は次のとおりとし、特記事項で基準を設ける。
 - ア 茅ヶ崎の現状や成り立ちを理解できるもので、その記録が正確に備わっているもの
 - イ 実物、写真、映像、音源、文献、複製・模型、情報、芸能、風習など
 - ウ 展示といった博物館の教育普及や調査研究等事業に資すると判断される資料
 - エ 対象とする分野は次のとおりとし、特記事項で基準を設ける。

(ア)自然 (イ)歴史・民俗 (ウ)考古

- (2)特記事項

ア 自然分野の資料収集については、次の基準を設ける。

(ア)茅ヶ崎を中心とする地域の自然に関する資料

i 茅ヶ崎に生息する、またはかつて生息していた生物の標本資料

ii 茅ヶ崎の地形・地質を特徴づける標本資料

iii 文献、図像、画像、映像、音声、その他複製等を含め自然分野として扱うべき資料

(イ)茅ヶ崎の様相を明らかにする上で基準・比較対象と判断される資料

(ウ)展示といった教育普及や調査研究等事業に資すると判断される資料

イ 歴史・民俗分野の資料収集については、次の基準を設ける。

(ア)茅ヶ崎を中心とする地域の歴史・民俗に関する資料であること

i 文献、図像、画像、映像、音声、その他複製等を含め歴史・民俗分野として扱うべき資料

(イ)茅ヶ崎の様相を明らかにする上で基準・比較対象と判断される資料

(ウ)展示といった教育普及や調査研究等事業に資すると判断される資料

ウ 考古分野の資料収集については、次の基準を設ける。

(ア)茅ヶ崎を中心とする地域の考古に関する資料

(※茅ヶ崎市教育委員会が収蔵している埋蔵文化財資料のうち、整理・報告が完了し、教育普及の対象となるもの)

i 茅ヶ崎で出土した考古遺物

ii 茅ヶ崎外の出土品であっても、当地域で生産されたことが明らかな資料

iii 遺跡を構成する遺構のうち、展示といった教育普及や調査研究等事業に資すると判断される資料

iv 文献、図像、画像、映像、音声、その他複製等を含め考古分野として扱うべきと判断される資料

(イ)茅ヶ崎の様相を明らかにする上で基準・比較対象となる資料

(ウ)展示といった教育普及や調査研究等事業に資すると判断される資料

4 収集の方法

(1)調査・研究 (2)採集 (3)発掘 (4)購入

(5)寄贈・移管の受入れ (6)借用 (7)製作

5 保存状態等の確認

(1)収蔵資料については、定期的に保存状態、活用状況等を確認

(2)保存資料の確認は、分野ごとに概ね〇〇年間で全資料を確認できるよう計画的に実施

(3)確認にあたっては、資料の破損、活用の可能性、他館への移管の可能性等を念頭に実施

6 除籍

(1)保管資料を除籍する場合は、次のとおりとする。

ア 破損等により資料の価値が失われたと判断される場合

(ア)館内会議や必要に応じて専門家の意見を聴取し、市の所定の手続きを経て処分

- (イ)活用の見込みがない場合、または、他館等への移管により、一層の有効な活用が期待できると判断した場合は、館内会議や必要に応じて専門家の意見を聴取し、他館等での受入を協議
- (ウ)他館等から譲渡の申し出等があったときは、当該資料のより一層の有効活用が期待できる場合は、館内会議や必要に応じて専門家の意見を聴取し、市の所定の手続きを経て処分